

東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事

設計・施工に関する基本条件書

令和8年6月

東日本高速道路株式会社 関東支社

さいたま工事事務所

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	前提条件	共通仕様書	・東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事（以降、「本工事」という）の実施設計（以降、「本業務」という）においては、東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事基本条件書（以降、「本条件書」という）に記載されている事項以外、調査等共通仕様書（令和7年7月）に基づき実施するものとする。 ・本工事の施工においては、本条件書に記載されている事項以外、土木工事共通仕様書（令和7年7月）および施設工事共通仕様書（令和7年7月）に基づき実施するものとする。	
		適用する諸基準	・本工事の設計・施工の計画は、設計要領第一集、第二集、第三集、第四集、第五集、第七集、第八集（いずれも東日本高速道路株式会社）の最新版に準拠して実施するものとする。設計要領に関連する基準・指針等は本条件書にて別途指定する場合を除き、最新版を用いることとする。なお、これら以外の基準・指針等を用いる場合には、当該基準等の適用に問題ないことを技術資料等により確認・証明できるものに限り認められるものとする。	
		設計・施工上のリスク分担	・優先交渉権者は、設計内容について発注者の確認、承認を得た場合においても、設計内容に関する一切の責任を免れるものではない。	
	工期		・本業務の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から1080日間を想定している。 ・本工事は、後片付けを除く現地作業を令和12年度末までに完成させるものとする。 ・本工事の工期は、優先交渉権者と本業務の設計成果に基づく工事設計図書作成時に合意した工期とする。 ・全体の計画工程表は、技術提案書作成段階および本業務の設計成果に基づく工事契約図書の作成時に発注者へ提出するものとする。なお、発注者が想定する参考工程表を「別紙-1」に示す。	
	路線名の表記		東京外環自動車道(川口中央IC KP16.60～草加IC KP22.20)	
	現況交通量		・「別紙-2」のとおり	
	貸与資料		・貸与資料については、契約締結後2週間以内に下記の資料を貸与する。 ・完成図「別紙-3のとおり」 ・設計報告書「別紙-3のとおり」 ・土質調査報告書「別紙-4のとおり」 ・地質調査報告書「別紙-4のとおり」 ・令和7年度 三郷管理事務所管内耐震補強工事に伴う交通運用検討業務報告書 ・東京外環自動車道 浦和地区段差防止構造設計報告書：設計レベル（詳細設計） ・東京外環自動車道 草加地区段差防止構造設計報告書：設計レベル（詳細設計） ・東京外環自動車道 川口地区耐震補強設計報告書：設計レベル（RC橋脚に関する項目：詳細設計）（鋼製橋脚に関する項目：基本設計） ・東京外環自動車道 川口JCTランプ橋耐震補強設計報告書：設計レベル（RC橋脚に関する項目：詳細設計）（鋼製橋脚に関する項目：基本設計） ・東京外環自動車道 草加地区耐震補強設計報告書：設計レベル（RC橋脚に関する項目：詳細設計）（鋼製橋脚に関する項目：基本設計） ・光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和5年8月） ・三郷管理事務所管内 交通規制作業マニュアル（令和7年4月） ・加須管理事務所管内 交通規制作業の手引（令和7年4月） ・架空線等上空施設および地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver.1.2]（平成28年10月） ・関東支社管内 施設管理用図面(三郷管理事務所内) ・関東支社管内 施設管理用図面(加須管理事務所内) ・東日本高速道路株式会社と首都高速道路株式会社の管理境界部における交通規制の設置方法に係る確認書（川口JCT・三郷JCT）（第1回変更）2024年9月27日	
	基本性能（要求事項）		・本工事における耐震補強後に要する性能は、「既設橋の耐震性能2」を満たすものとする。 「既設橋の耐震性能2とは国土交通省事務連絡（平成27年6月25日）に示される「既設道路橋において求める橋の耐震性能とその観点」における耐震性能2に相当する性能とする。」 また、本業務では道路橋示方書平成24年を準用するものとする。 ・貸与資料の耐震補強設計成果をもとにした耐震補強目的物（以下、「耐震目的物」という）を施工するための施工計画立案を基本とする。 なお、技術提案は、参考図に示す耐震目的物における橋脚の補強工法の変更を認める。概算費用の算出は提案した耐震目的物に従って算出すること。 ・耐震目的物は、中長期的な維持管理の合理性を考慮した構造とすること。 ・完成後の構造物は、隣接する一般道等の建築限界を侵さない構造となるよう計画すること。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	設計条件	設計対象	・本業務の設計は、特記仕様書（案）および金抜設計書（案）に示す内容を基本とする。 ・耐震目的物の変更をする場合、変更後の耐震補強設計が「既設橋の耐震性能 2」を満たすよう設計する。 ・本業務の設計は、耐震補強工事に際して一般道等を一時的に改築した場合、道路として供用に必要な構造物、付属物、施設物およびその他公共設備等が全て機能する状態となるよう復旧等するための設計を含むものとする。 ・その他、本工事に付随して実施することが望ましいと考えられる設計は、実施の可否を発注者と協議し、本業務に追加できるものとする。	
		既設構造物補修	・塩分含有量試験用の試料採取は、掛違橋脚および排水管を有する橋脚の施工範囲について本工事でを行う。 - なお、本工事により採取した塩分含有量試験用の試料については、発注者に引き渡すものとし、試料採取から補修方法が定まるまで約30日を想定している。 ・塩分含有量試験、塩分拡散予測、はつり範囲の補修図作成は、発注者が行う。 ・既設構造物の事前点検の結果等を踏まえた補修図の作成は、本業務で行う。 ・本工事の施工対象範囲外の補修は実施しないこととするが、本工事に追加する場合の補修図作成は発注者が行うものとする。 ・塩分含有量試験結果を踏まえた想定補修範囲は「別紙- 5」のとおりとする。	
		一般道の道路規格	・一般道の現況の道路規格および耐震補強工事の施工中に必要な改築後の道路規格は「別紙- 6」のとおりとする。	
	施工条件	施工時期	・東京外環自動車道および東北自動車道における車線規制を伴う全ての工事の工事抑制期間は、以下の①～④とする。 ①土曜、日曜および祝日 ②4月下旬から5月上旬の11日間程度 ③8月上旬から8月下旬の7日間程度 ④12月下旬から1月上旬の9日間程度 ・首都高速川口線における車線規制を伴う全ての工事の工事抑制期間は、以下の①～⑥とする。 ①連休前日 ②4月下旬から5月上旬の11日間程度 ③8月上旬から8月下旬の7日間程度 ④9月中旬から9月下旬の7日間程度 ⑤12月下旬から1月上旬の9日間程度 ⑥3月1日から3月31日の31日間程度 ・国道298号本線、国道298号ランプ、国道122号一般国道122号および県道239号足立川口線における車線規制を伴う車道および歩道上の工事抑制期間は以下の①～⑤とする。 ①土曜、日曜および祝日 ②4月下旬から5月上旬の11日間程度 ③8月上旬から8月下旬の7日間程度 ④12月下旬から1月上旬の9日間程度 ⑤3月1日から3月31日の31日間程度	
		作業日及び作業時間	・土木工事共通仕様書1-13の規定にかかわらず、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日含む）は作業が可能である。 ・夜間作業は、環境基準値内であっても騒音・振動等周辺環境に配慮するものとする。 ・騒音・振動等が発生する作業は23時～翌5時までは実施しないことを基本とするが、環境基準値内であれば、作業可能とする。	
		高速道路等の交通規制可能時間帯	・「別紙- 6」のとおりとする。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	施工条件	施工方法	・一般道、東京外環自動車道、東北自動車道および首都高速川口線の交通影響を最小限とする施工方法を検討すること。 ・補強工法は貸与する成果品を基本とするが、より一般道、東京外環自動車道、東北自動車道および首都高速川口線への影響を最小限にすることができ、かつ、施工性・経済性・社会的影響についてより合理的となる場合は、耐震目的物、および橋脚の補強工法を変更することができる。ただし、この場合は本業務の中で発注者と協議のうえ変更する必要がある。 ・国道２９８号本線および国道２９８号ランプの車線シフトのテーバー長は、最低限４０ｍを確保すること。 ・国道２９８号本線および国道２９８号ランプの車線規制を検討する場合は、緊急車両の動線を確保した計画とすること。 ・国道２９８号副道の通行止めを実施する場合は、代替路を検討すること。また、通行止め期間中も緊急車両の動線を確保した計画とすること。 ・工事ヤードへの資機材および機械の搬入搬出は、車線規制を実施したうえで行うこと。（交通規制を伴わない駐停車による搬入搬出は認めない） ・国道２９８号本線および国道２９８号ランプの車線シフトに用いる仮設防護柵はＢ種相当以上とすること。 ・施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。なお、撤去物の想定数量・想定項目は「別紙- 7 」のとおりとする。 ・川口ＪＣＴ部の施工時は、「別紙- 6 」に示す一般道の通行止めを想定しているが、北西・北東・南東・南西の４つのエリアに分割した２つ以上のエリアの同時通行止めは、交通影響が顕著なため行わないこと。 ・川口ＪＣＴ部の施工時は、「別紙- 6 」に示す高速道路のランプ通行止めを想定しているが、北西・北東・南東・南西の４つのエリアに分割した２つ以上のエリアの同時通行止めは、交通影響が顕著なため行わないこと。また、連続しての通行止めは行わず、３ヶ月以上の期間を空けて計画すること。 ・一般道の通行止めと高速道路のランプ通行止めは、同時期に実施しない計画とすること。	
		使用できる工事ヤード	・一般道の交通を阻害しない範囲における国道２９８号の中央分離帯部は、ヤード使用計画を発注者に確認のうえ使用できるものとする。 ・工事ヤードとして使用することに伴い、既設構造物を一時撤去する場合は、必要に応じて代替物を設置すること。 ・工事完了時は、使用した工事ヤードを現況復旧すること。 ・工事用車両等の作業基地、掘削土砂、発注者所有の資機材（撤去物等）の仮置き場として利用可能な敷地として、川口ＪＣＴ北西部のループ内の敷地約2,000m2を工事期間中無償で貸与するものとする。当該箇所は国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理しており、工事ヤードとして使用は可能であるが、管理者より条件が付された場合は、協議結果より別途指示する。敷地を利用する場合は利用計画書を作成し発注者へ提出するものとする。	
		騒音及び振動の防止	・既設の遮音壁を一時撤去する場合は、周辺の近隣住民への影響を最小限とするよう検討すること。また、工事完了時は、一時撤去した遮音壁を復旧するものとする。 ・工事に起因する振動・騒音により近隣住民に影響を与えると判断される場合には、適切な対策設備を設けることとする。 ・上記以外においてもすべての関係諸法令および条例等を遵守し、工事に伴う周辺環境への影響に配慮するものとする。なお、撤去物の想定数量・想定項目は「別紙- 7 」のとおりとする。	
		工事用材料に関する事項	・ウォータージェット工法およびボーリング調査に使用する水については、清水（水道水）を本工事および本業務にて準備するものとするが、下記に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水する場合は有償とし、使用する場合は発注者に協議するものとする。なお、下記に示す単価は、現時点の単価であり、変更する場合がある。 ・連絡等施設名： - 三郷管理事務所敷地内 単価(税込み)：321円／m3 - 川口ジャンクション内（川口集約料金所） 単価(税込み)：250円／m3 - 和光北ⅠＣ 単価(税込み)：202円／m3	
		支給材料及び貸与品	・契約書第１５条第１項に基づく貸与品は、以下のとおりとする。 ・高速道路本線での規制を計画する場合は、標識車・車載式標識・矢印板、規制標識等の標識等安全施設の使用予定数量、予定時期を発注者と協議し、貸与するものとする。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
全体	支障物件		・本業務では、必要に応じて現地詳細調査を行う。 ・設計・施工に際し、支障となる電源・通信ケーブル等の移設が必要な場合は、発注者との協議により支障移転設計を本業務に追加する場合がある。 ・支障物件の移設を極力回避した施工計画を立案する。なお、発注者管理の電源・通信ケーブル等の移設・撤去・復旧が必要な場合は、本工事にて行うこととする。発注者以外が管理する電源・通信ケーブル等の移設・撤去・復旧は、本工事では行わないことを基本とするが、管理者との協議結果により本工事に追加する場合がある。 ・設計・施工の際に支障物件が支障とならない場合においても、構築物と近接する場合は管理者との協議結果により、構築物の防護を本工事に追加する場合がある。 ・発注者管理の電源・通信ケーブル等が施工の際に支障または近接する際は、損傷事故を未然に防止するため「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和5年8月）」に準じ、施工計画を立案すること。 ・発注者以外が管理する電源・通信ケーブル・水道管・ガス管・架空線等が施工の際に支障または近接する際は、損傷事故を未然に防止するため「架空線等上空施設および地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1.2]（平成28年10月）」に準じ、施工計画を立案すること。 ・技術提案書作成段階での概算額算出について、設計・施工の支障となる電源・通信ケーブル等の試掘・移設・復旧の設計・施工に要する費用は計上しないこと。	
	その他		・関係機関との協議に必要な検討および資料作成は、発注者の指示により適宜実施すること。 ・関係機関協議に伴い、設計条件・施工条件等の変更があった場合は、発注者の指示に従うものとする。 ・本条件書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定める。 ・首都高速道路株式会社発注工事が施工中のため、「別紙-8」記載の時期まで着手不可とする。	

参考図		・参考図（補強対象・補強工法）は参考案であり、補強対象・補強工法は貸与資料を参照すること。	
川口西高架橋	設計・施工条件	・P4橋脚の右柱部には、川口第二料金所への昇降階段が近接しており、昇降階段は料金所職員が常時使用しているため、施工の際に支障となる場合は代替設備等の検討を行うこと。 ・P9橋脚の左柱部には、東京外環自動車道本線から一般道への避難を目的とした緊急避難階段が近接しているため、施工の際に支障となる場合は代替設備等の検討を行うこと。	
川口JCT橋	設計・施工条件	・P11橋脚の施工は、近接する川口JCT Fランプ橋への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。 ・P12橋脚の施工は、近接する川口JCT Hランプ橋への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	
川口東高架橋	設計・施工条件	・P21橋脚の左柱部には、川口第一料金所への昇降階段が近接しており、昇降階段は料金所職員が常時使用しているため、施工の際に支障となる場合は代替設備等の検討を行うこと。	
川口JCT Aランプ橋 Eランプ橋 Hランプ橋	設計・施工条件	・川口JCT Aランプ橋A P4橋脚、Eランプ橋E P2～E P4橋脚、Hランプ橋H P6～H P7橋脚、H P9～H P10橋脚は、本工事施工期間中、以下に示す関係機関及び先行工事と川口JCT南東部のループ内工事ヤードを共同使用する場合があるので、協議の上相互に支障のないように施工しなければならない。 ・関係機関①：国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所 ・関係機関②：埼玉県さいたま県土整備事務所 ・先行工事受注者：五洋・青木あすなろ東京外環自動車道 幸魂橋耐震補強工事JV 工事名：東京外環自動車道 幸魂橋耐震補強工事	
川口JCT Aランプ橋	設計・施工条件	・A P1～A P9橋脚の高架下用地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理しており、施工ヤードとして使用するには管理者との協議結果より別途指示する。 ・A P5橋脚の下段梁部で支持している川口JCT Hランプ橋の建築限界に余裕高が少ないため、上段梁の施工時は、Hランプ橋への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	

○基本条件書

大項目	中項目	小項目	内容	備考
川口 J C T C ランプ橋	設計・施工条件		・C P 1 ～ C P 6 橋脚の高架下用地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理しており、施工ヤードとして使用する際には管理者との協議結果より別途指示する。 ・C P 5 橋脚の下端梁部で支持している川口 J C T F ランプ橋の建築限界に余裕高が少ないため、上段梁の施工時は、F ランプ橋への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	
川口 J C T D ランプ橋	設計・施工条件		・T P 1 9 R、D P 1 橋脚と交差する国道 1 2 2 号一般国道 1 2 2 号(ランプ)および国道 2 9 8 号(副道)の建築限界に余裕高が少ないため、交差道路上部の梁部施工時は、交差道路への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。 ・D P 3 橋脚には、三郷管理事務所川口集約料金所敷地内の給水設備（薬液槽）と近接しているため、施工の際に支障となる場合は代替設備等の検討を行うこと。	
川口 J C T E ランプ橋	設計・施工条件		・E P 4 橋脚の施工は、川口 J C T G ランプ橋への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。 ・E P 2 ～ E P 4、S P 1 4 L、T P 1 5 L 橋脚の高架下用地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理しており、施工ヤードとして使用する際には管理者との協議結果より別途指示する。	
川口 J C T G ランプ橋	設計・施工条件		・G P 3、T P 1 6 R、T P 1 5 R、S P 1 4 R 橋脚の高架下用地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理しており、施工ヤードとして使用する際には管理者との協議結果より別途指示する。 ・T P 1 6 R 橋脚と交差する国道 1 2 2 号一般国道 1 2 2 号(ランプ)の建築限界に余裕高が少ないため、交差道路上部の梁部施工は、交差道路への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	
川口 J C T H ランプ橋	設計・施工条件		・H P 6 ～ H P 7 橋脚、H P 9 ～ H P 1 0 橋脚の高架下用地は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理しており、施工ヤードとして使用する際には管理者との協議結果より別途指示する。	
川口東高架橋・ 赤芝新田高架橋・ 安行西高架橋	設計・施工条件		・川口東高架橋 P 1 3 ～ P 2 9 橋脚、赤芝新田高架橋 P 3 0 ～ P 2 2 橋脚、安行西高架橋 P 2 3 ～ P 2 6 橋脚は、令和 1 1 年 3 月末まで着手不可とする。	
川口東 I C B ランプ橋	設計・施工条件		・P A 1 橋脚は、国道 2 9 8 号本線のブロック張り部にあり、壁高欄兼遮音壁基礎と近接しているため、近接構造物への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	
川口東 I C C ランプ橋	設計・施工条件		・P B 1 橋脚は、国道 2 9 8 号本線のブロック張り部にあり、壁高欄兼遮音壁基礎と近接しているため、近接構造物への影響を最小限に抑えた施工方法とすること。	